

# 【案】

## 平成19年度保育料徴収基準額表 (月額)

長野市

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円		
B1	A階層及びD階層を除く、18年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯	18年度分(17年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	0	0
B2		18年度分(17年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 ( 900 )	1,200 ( 600 )
C1	A階層を除く、18年分所得税課税世帯で、その所得額が右の区分に該当する世帯	18年度分(17年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900 ( 4,450 )	6,600 ( 3,300 )
C2		18年度分(17年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 ( 4,950 )	7,600 ( 3,800 )
D1	A階層を除く、18年分所得税課税世帯で、その所得額が右の区分に該当する世帯	13,500円未満		14,200 ( 7,100 )	11,900 ( 5,950 )
D2		13,500円以上 36,000円未満		19,400 ( 9,700 )	16,800 ( 8,400 )
D3		36,000円以上 72,000円未満		24,500 ( 12,250 )	21,700 ( 10,850 )
D4		72,000円以上 108,000円未満		31,500 ( 15,750 )	25,200 ( 12,600 )
D5		108,000円以上 144,000円未満		40,500 ( 20,250 )	26,100 ( 13,050 )
D6		144,000円以上 180,000円未満		44,000 ( 22,000 )	26,600 ( 13,300 )
D7		180,000円以上 252,000円未満		50,500 ( 25,250 )	27,200 ( 13,600 )
D8		252,000円以上 342,000円未満		53,600 ( 26,800 )	28,700 ( 14,350 )
D9		342,000円以上 459,000円未満		54,500 ( 27,250 )	29,600 ( 14,800 )
D10		459,000円以上		55,600 ( 27,800 )	30,700 ( 15,350 )

(注) 一世帯から保育所、幼稚園又は認定こども園に2人以上入所又は入園している場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は( )内の額に軽減する。なお、一世帯から3人以上前段の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料とする。

所得税・市民税は、配当控除及び住宅取得控除前の税額を適用する。  
 保育料は、入園した月の初日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても年度中は、入園した月の年齢とする。

# 【現行】

## 平成 18年度保育料徴収基準額表 (月額)

長野市

階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円	
B 1	A階層及びD階層を除く、17年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯(注)	17年度分(16年分所得に対する)市町村民税非課税世帯 左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	0	0
B 2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 ( 900 )	1,200 ( 600 )
C 1		17年度分(16年分所得に対する)市町村民税課税世帯 左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900 ( 4,450 )	6,600 ( 3,300 )
C 2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 ( 4,950 )	7,600 ( 3,800 )
D 1	A階層を除く、17年分所得税課税世帯で、その所得額が右の区分に該当する世帯(注)	12,000 円未満	14,200 ( 7,100 )	11,900 ( 5,950 )
D 2		12,000 円以上 32,000 円未満	19,400 ( 9,700 )	16,800 ( 8,400 )
D 3		32,000 円以上 64,000 円未満	24,500 ( 12,250 )	21,700 ( 10,850 )
D 4		64,000 円以上 96,000 円未満	31,500 ( 15,750 )	25,200 ( 12,600 )
D 5		96,000 円以上 128,000 円未満	40,500 ( 20,250 )	26,100 ( 13,050 )
D 6		128,000 円以上 160,000 円未満	44,000 ( 22,000 )	26,600 ( 13,300 )
D 7		160,000 円以上 224,000 円未満	50,500 ( 25,250 )	27,200 ( 13,600 )
D 8		224,000 円以上 304,000 円未満	53,600 ( 26,800 )	28,700 ( 14,350 )
D 9		304,000 円以上 408,000 円未満	54,500 ( 27,250 )	29,600 ( 14,800 )
D 10		408,000 円以上	55,600 ( 27,800 )	30,700 ( 15,350 )

(注) 一世帯から2人以上入所している場合、年齢の低い児童(2子目)について( )内の額に軽減されます。なお、一世帯から3人以上入所している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降については、無料とする。

所得税・市民税は、配当控除及び住宅取得控除前の税額を適用する。

保育料は、入園した月の初日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても年度中は、入園した月の年齢とする。